

(広報資料)



上下水道局マスコットキャラクター
ホタルの澄都(すみと)くん

実施方針と要求水準書(案)を
公表し、事業者からの御意見等
を募集します!

平成31年4月15日
京都市上下水道局
担当総務部総務課
電話 672-3133

京都市上下水道局南部拠点整備事業実施方針等 に対する意見募集について

この度、京都市では、「京都市上下水道局南部拠点整備事業」を実施するにあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)第5条に基づき、特定事業の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)を定めました。

この「実施方針」とともに、「京都市上下水道局南部拠点整備事業要求水準書(案)」を併せて公表し、下記のとおり応募を予定する事業者から意見・質問を募集しますので、お知らせします。

なお、今回いただく意見等を踏まえ、令和元年5月には、本事業をPFI法に基づく特定事業として選定するかを判断します。

記

1 公表する文書

- ・ 京都市上下水道局南部拠点整備事業実施方針
- ・ 京都市上下水道局南部拠点整備事業要求水準書(案)

2 意見・質問の募集

(1) 意見・質問の方法

意見・質問の内容を簡潔にまとめ、実施方針については、意見書(様式1)又は質問書(様式2)、要求水準書(案)については、意見書(様式3)又は質問書(様式4)に記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

なお、文書形式は、MS-Excel形式(office2013, 32ビット)とします。

ア E-mail

イ 郵送又は持参

(CD-R等に保存した電子データにより提出することとし、併せて当該電子データの内容を出力した用紙を提出してください。)

(2) 受付期間

平成31年4月15日(月)～

令和元年5月7日(火)午後5時(必着)

(3) 提出先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局総務部総務課(拠点整備担当)

E-mail アドレス kyotenseibi@suido.city.kyoto.lg.jp

(4) 意見・質問に対する回答

上記の方法で提出のあった意見・質問等及びそれらに対する回答は、本市のホームページに掲載することにより公表します。

3 京都市上下水道局南部拠点整備のPFI法に基づく事業について

本市は、南部拠点の整備にあたり、新庁舎に必要な性能等を事業者にし、それに応募した事業者の提案書類について、価格と提案内容の両面から総合的に評価し、実施する事業者を選定します。

選定された事業者は、事業者のノウハウで新庁舎を設計・施工して本市に引渡し、以後約17年にわたって施設を維持管理、運営及び資産活用を行います。

本市は、施設整備に係る対価を約17年の間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払い、維持管理及び運営に係る費用を年数回に分けて支払います。また、新庁舎及び現本庁舎の資産活用については、本市が事業者に対し、貸付けを行い、事業者から貸付料を収入します。

4 実施方針とは

本市がPFI法に基づく特定事業として選定する前に、応募を予定する事業者に対して、本市がどのような事業範囲、事業方式、参加資格要件、スケジュールで実施しようとしているのかを事前に示し、意見を求めるために公表するものです。

5 要求水準書とは

本市が本事業にどのような性能を望んでいるかを具体的に示す資料で、事業者はこれに基づいて提案を作成します。この度は応募を予定する事業者から意見を求めるために「案」の段階で事前に公表するものです。

6 南部拠点整備事業に係るスケジュール（予定）

日程（予定）	内容
令和 元年 5月～ 令和 元年 12月	特定事業の選定，事業者選定，契約締結
令和 元年 12月～ 令和 4年 4月	設計，建設，解体・撤去
令和 4年 4月～ 令和 21年 3月	移転，開庁，維持管理，運営，資産活用

《参考》京都市上下水道局南部拠点整備事業

本市では，市内に点在する水道・下水道の事業所等を集約することにより，効果的・効率的な事業執行体制を構築するとともに，庁舎等の維持管理，改築等に係るライフサイクルコストの縮減及び使用しなくなった庁舎等の有効活用による財政基盤の強化を図ること，加えて，漏水や地震，大雨等の大規模災害の発生時における迅速な復旧対応を可能とすること等を目的として，市内北部エリア・南部エリアの2箇所上下水道局の事業活動・災害対応の拠点を整備することとしています。

本事業では，平成29年7月に開庁した市内北部エリアの拠点である「太秦庁舎」に引き続き，上下水道局現本庁舎も含めた市内南部エリアに点在する水道・下水道の事業所を集約し，南部の拠点を整備します。